

## 川崎市病院局看護大学大学院派遣要綱

25川病総庶第1334号

平成25年11月27日

(趣旨)

第1条 この要綱は、病院企業職給料表(4)の適用を受ける助産師及び看護師(以下「看護職員」という。)に係る看護大学大学院への派遣に関し、必要な事項を定めるものとする。

(派遣候補者選考)

第2条 病院局長は、次に掲げる方法により、看護大学大学院へ派遣する職員(以下「派遣職員」という。)の候補者(以下「派遣候補者」という。)を決定するための選考(以下「派遣候補者選考」という。)を実施する。

(1) 小論文

(2) 面接

(受験資格)

第3条 派遣候補者選考を受けることができる者は、看護職員であつて、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 看護大学大学院に係る入学試験の受験資格を有している者

(2) 派遣候補者選考の実施年度の4月1日現在において看護職員としての在職期間が5年以上である者

(3) 勤務成績が良好である者

(4) 心身ともに健康である者

(5) 派遣終了後、引き続き本市に在職する意思がある者

(6) 副院長(看護部長)が受験することを承諾している者(別記様式)

(7) 派遣終了後、最低10年以上、市立病院が指定する看護分野において、その取得した資格を活用して看護業務を実践する意思がある者

(8) 専門分野において、自己研鑽する意思のある者

(申込書等の提出)

第4条 派遣候補者選考を受けようとする看護職員は、別に指定する期日までに、「病院局看護大学大学院派遣候補者選考申込書」(別記様式)を各病院長を経由して病院局長に提出しなければならない。

(派遣候補者の決定)

第5条 病院局長は、派遣候補者選考の結果に基づき、派遣候補者を決定する。

(派遣候補者選考結果の報告)

第6条 病院局長は、前条の規定による派遣候補者の決定を行ったときは、その旨を病院事業管理者(以下「管理者」という。)に報告するものとする。

(派遣職員の決定)

第7条 管理者は、第5条の派遣候補者が看護大学大学院の入学試験に合格したときは、当該派遣候補者を看護大学大学院派遣職員（以下「派遣職員」という。）として決定するものとする。

(派遣の期間)

第8条 看護大学大学院への派遣の期間は、3年を超えない範囲内において管理者が必要と認める期間とする。ただし、管理者は、災害、不慮の事故その他のやむを得ない事由があると認めるときは、その期間を延長することができる。

(派遣職員の人数)

第9条 派遣職員の人数は、数名とする。

(派遣職員の服務)

第10条 派遣職員の派遣期間における服務は職免とする。

2 派遣職員は看護大学大学院の研修日に研修以外の行動をする場合は、あらかじめ川崎市病院局企業職員服務規程（平成17年川崎市病院局規程第17号）等に従い、所定の手続を執らなければならない。

(報告書等の提出)

第11条 派遣職員は、次の各号に掲げる報告書等をそれぞれ当該各号に定める時期に管理者に提出しなければならない。

- (1) 研修報告書 派遣の終了の日から1箇月以内
- (2) 看護大学大学院の修了証の写し 派遣の終了の日から1箇月以内

(派遣職員の決定の取消し)

第12条 病院局長又は管理者は、派遣候補者又は派遣職員が、次の各号のいずれかに該当すると認めるとき（派遣候補者にあつては第4号に該当すると認めるときを除き、派遣職員にあつては第1号に該当すると認めるときを除く。）は、第5条の規定による派遣候補者の決定又は第7条の規定による派遣職員の決定を取り消すものとする。

- (1) 看護大学大学院の入学試験に合格しなかった場合
- (2) 市職員としての身分を失った場合
- (3) 心身の故障のため研修の実施又は継続が困難となった場合
- (4) 看護大学大学院での学業成績が著しく不良となった場合
- (5) 派遣候補者又は派遣職員としてふさわしくない行為があつた場合

(経費の負担)

第13条 看護大学大学院への派遣に係る経費のうち、入学料、学費、設備費等については自己負担とする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施のため必要な事項は、病院局長が定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。